

長野県松くい虫防除対策協議会設置要領

(目的)

第1 松くい虫被害のまん延の未然防止と、防除対策を適正かつ円滑に実施し、関係者との連絡調整を図り、松林の保護育成を総合的に推進するため、長野県松くい虫防除対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会においては、次の事項について連絡協議する。

- (1) 松くい虫被害の予防と徹底防除の広報活動に関する事項
- (2) 被害地からの松材移出入の自粛と被害材の有効利用に関する事項
- (3) 健全な松林を育成する運動に関する事項
- (4) 県実施計画の策定又は変更に関し必要と認めた事項
- (5) 被害対策の計画的な実施に関し必要と認めた事項
- (6) 特別防除の適正かつ円滑な実施に関し必要と認めた事項
- (7) その他必要と認める事項

(構成)

第3 協議会は、次の関係機関及び公募により選任された委員（以下「公募委員」という。）をもって構成する。

中部森林管理局

長野県市長会

長野県町村会

長野県森林組合連合会

長野県林業経営者協会

長野県農業協同組合中央会

長野県木材協同組合連合会

長野県建設業協会

長野県建築士会

長野県造園建設業協会

長野県治山林道協会

環境部 自然保護課

農政部 農業技術課

園芸畜産課

建設部 砂防課

都市・まちづくり課

教育委員会 文化財・生涯学習課

長野県林業総合センター

林務部 森林政策課

信州の木活用課

森林づくり推進課

協議会には、会長を置き、林務部長をもって充てる。

(運営)

第4 協議会は、会長が招集する。

会議事項に応じて招集の範囲を調整することができる。

協議会の事務局は、森林づくり推進課に置く。

(公募委員)

第5 公募委員は、次により公募に応じた者の中から選任することとする。

(1) 公募委員は、2名以内とする。

(2) 公募委員の任期は2年とし、公募への再応募を妨げないものとする。

(3) 公募委員は無報酬とし、必要な旅費を支給するものとする。

(4) 公募委員の選任は、公平な方法をもって会長が行うものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、協議会に必要な事項が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(沿革)

昭和56年 6月10日 設置

昭和62年 4月 1日 変更

昭和63年 4月 1日 変更

平成 元年 4月 1日 変更

平成 3年 4月 1日 変更

平成 6年 4月26日 変更

平成11年 4月 1日 変更

平成12年 4月 1日 変更

平成13年10月 1日 変更

平成16年 1月29日 変更

平成17年 1月25日 変更

平成18年12月27日 変更

平成20年 4月 1日 変更

平成24年 11月29日 変更